

令和2年度三川町新生活様式対応支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症により経営に著しい影響を受けている町内の小規模事業者（以下「事業者」という。）を対象に、業種別ガイドラインに基づく「新しい生活様式」に対応した環境整備の取り組みを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 事業所等が町内にある製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者。ただし、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業関係法人（会社法（平成17年法律第86号）の会社又は有限会社も含む。）及び個人並びに組合（農協、生協等）を除く。

(2) 町民の安心した消費活動の実現に向けた飛沫感染や接触感染の予防など、業種別ガイドラインに基づく「新しい生活様式」への対応に取り組む事業者

(3) 経営の実態を確認できる事業者

2 次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象とならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等である者

(4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

(5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

3 規則第6条の2第4号の規定は適用しない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、事業者が令和2年4月7日（政府の緊急事態宣言の発令日）から令和3年2月26日までの間に、第1条の目的に沿って行う取り組みに要する経費（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定

する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を除く。）とし、別表第1のとおりとする。なお、1事業者につき1度限り交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付額は、補助対象経費から3万円を減じた額または20万円のいずれか低い額とする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和3年3月3日までに補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 補助対象経費がわかる資料の写し（契約書、納品書、請求書、領収書（明細等の内容記載のあるもの）、写真等）

（2） その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、三川町新生活様式対応支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を行った場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、申請者が虚偽の申告により補助金の交付を受けたときは、交付した補助金を返還させることができる。

（書類の保管）

第8条 補助金の交付を受けた者は、交付に係る証拠書類を、交付年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。